

会則・細則の改正案

第1号 議案 学級委員の人数について

【改正内容】

第5章 役員・委員 第15条1 ①学級委員（各学級の保護者より2～3名）に変更する。

現行会則	変更会則（案）
会則 第5章 役員・委員 第15条1 ①学級委員（各学級の保護者より <u>2名</u> ）	会則 第5章 役員・委員 第15条1 ① 学級委員（各学級の保護者より <u>2～3名</u> ）

【前提】

学級委員の人数を一学年3クラスである前提で設定をしており、クラス編成の可能性を考慮していない。

【現状認識】

2クラス編成の可能性のある学年があり、4名で学級委員の仕事をするには人数が足りない。

【改正案】

学級委員（各学級の保護者より2～3名）に変更する。

【改正内容】

細則 第2章に追加

現行会則	変更会則（案）
	細則 第2章 委員の選出 第10条3 2クラスとなった学年は、3名ずつ委員を選出する。

【前提】

会則 第5章 役員・委員 第15条1 学級委員の人数変更に伴う、細則の追記。

【現状認識】

2クラス編成となった学年がある場合、1クラス3名ずつ学級委員を選出し、一学年6名とする。

【改正案】

2クラスとなった学年は、3名ずつ委員を選出する。

第2号 議案 会費について

第6章 経理 第24条 会費は年額900円に変更する。

現行会則	変更会則（案）
会則 第6章 経理 第24条 会費は年額1100円とする。	会則 第6章 経理 第24条 会費は年額900円とする。

【現状認識】

・会議費について

会議や運動会の来賓へのお茶出し等が含まれていたが、安全面及び衛生面を考慮し、飲食費用は抑えることとした。

・年額 30000 円の PTA 主催の文化活動について

参加人数が過半数に満たない過去の実績から、予算枠の必須項目から外し、予算費内で実施可能な場合、適宜役員で協議の上、検討する項目とした。

・周年行事等積立金について

10 年毎に 40 万円前後の支出がある過去歴から年額 40000 円の積立てとした。

・コピー機等積立金について

現在、印刷機とコピー機の 2 台を所有しているが、議事録等の印刷を業者に依頼する場合は大量印刷が軽減されるため、コピー機を 1 台にすることや 6 年前後での買い替えを見据えて年額 40000 円の積み立てとした。

・ウォータークーラー修繕費について

実績から年額 36000 円程度かかるが、故障した場合は新規購入をする予定はないため撤去したらなくなる項目である。3 台導入のうち、1 台は撤去済み。残り 2 台も導入から 10 年程度経過している。

・地区活動費について

2020 年度の実績及び見直しから 60000 円に減額可能である。

以上の見直しから、今後の世帯数の増減を考慮しても運用に支障がない範囲と判断し、会費の年額を 900 円とする。

【改正案】

会費を年額 1100 円から 900 円に変更。